

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：長浜市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設事業(下水道事業)		
事業開始年月日	昭和57年9月13日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	長浜市	職員数※(H21. 4. 1現在)	10人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	133(18年度)	公営企業債現在高(百万円)	8,495(20年度)
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	244(20年度)
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.555(19年度)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	16.4(19年度)
		経常収支比率※(%)	90.0(18年度)

8

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月13日 合併市町村：長浜市、浅井町、びわ町] [合併期日：平成22年1月1日 合併市町村：長浜市、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町] 上水道及び下水道事業について、業務一元化によりコストの低減、定員の適正化等を図る。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成21～25年度
計画策定責任者	長浜市長・湖北町長・高月町長・木之本町長・余呉町長・西浅井町長
既存計画との関係	合併市町のため該当なし
公表の方法等	ホームページ、広報にて公表、議会への説明
基本方針	経営を圧迫している要因である起債償還について、特に負担となっている高利率の元金を一括繰上償還するとともに、経営改革に取り組み将来において持続可能な事業経営を確立します。具体的には、今後使用料金の統一を図り、利用者の費用負担をより適正にするとともに、最少のコストで最適なサービスを目指します。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	110.5	183.1		293.6
	補償金免除額	28.4	60.9		89.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	357,514	183,051	0	540,565
	合 計 (A)	357,514	183,051	0	540,565
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		357,514	183,051	0	540,565

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	該当なし				
	合 計 (A)	0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	110.5			110.5
	補償金免除額	28.3			28.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	164,152		0	164,152
	合 計 (A)	164,152	0	0	164,152
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		164,152	0	0	164,152

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	該当なし				
	合 計 (A)	0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利 5 %以上 6 %未満	年利 6 %以上 7 %未満	年利 7 %以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額		107.3		107.3
	補償金免除額		36.1		36.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 %以上 6 %未満 (平成21年度末残高)	年利 6 %以上 7 %未満 (平成21年度末残高)	年利 7 %以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	83,790	107,309	0	191,099
	合 計 (A)	83,790	107,309	0	191,099
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		83,790	107,309	0	191,099

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 %以上 6 %未満 (平成21年度末残高)	年利 6 %以上 7 %未満 (平成21年度末残高)	年利 7 %以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	該当なし				
	合 計 (A)	0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利 5 % 以上 6 % 未満	年利 6 % 以上 7 % 未満	年利 7 % 以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額		75.8		75.8
	補償金免除額		24.8		24.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	49,372	75,742	0	125,114
合 計 (A)		49,372	75,742	0	125,114
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 再 掲					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		49,372	75,742	0	125,114

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	該当なし				
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 再 掲					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	農業集落排水処理施設は市町合併により59処理区となり、事業の開始は昭和57年9月に遡ります。最も古い施設は25年以上経過し、施設の修繕等の維持管理経費が年々増加しています。また、施設建設に伴う起債の償還費用が毎年多額であり、一般会計からの繰入金も大きな割合を占めています。今後人口の伸びや有収水量の増加は期待できず、安定経営を図るべく適正な使用料金の改定、統一が必要となります。
経営課題	課 題 ① 農業集落排水処理施設使用料の料金統一、改定 料金水準の適正化に努め、料金体系がまちまちな使用料の統一、改定を行う必要があります。
	課 題 ② 維持管理経費軽減のため専門業者に委託 専門性の高い業者へ委託することにより、維持管理経費の削減を検討していく必要があります。
	課 題 ③ 流域公共下水道への早期接続 農業集落排水処理施設を流域公共下水道へ接続できる地域については、施設の老朽化に伴う経費増大に対応するため、流域公共下水道への早期接続による総合的な面での経営安定化が求められます。
	課 題 ④ 職員定数の適正化の推進 職員数の適正化（削減）を推進する必要があります。
	課 題 ⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。







## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	32.1	31.8	33.6	35.9	33.0	34.7	35.5	34.1	36.7	36.9	
総収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経常収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	68.6	67.6	69.9	73.5	67.9	64.9	68.8	68.4	71.5	70.6	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	58.0	57.0	57.0	53.0	52.0	54.0	55.0	56.0	58.0	57.0
	うち基準内繰入金	(%)	11.0	10.0	49.0	45.0	42.0	45.0	45.0	45.0	49.0	48.0
	うち基準外繰入金	(%)	47.0	47.0	8.0	8.0	10.0	9.0	10.0	11.0	9.0	9.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	24.3	24.7	21.8	28.5	40.0	36.6	44.8	43.8	43.9	44.3
	うち基準内繰入金	(%)	8.7	9.0	10.6	14.1	10.7	11.0	11.8	13.0	14.2	14.5
	うち基準外繰入金	(%)	15.6	15.7	11.2	14.4	29.3	25.6	33.0	30.8	29.7	29.8
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	従量制を基本とした料金体系の統一を図り、コストに見合った料金水準の適正化を図っていきます。
2 他会計繰入金の見込み	国の繰入基準に基づく他会計からの繰入を原則とし、基準外繰入れの解消に向けて経営安定化に努めていきます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>課題④ 事務事業の内容を見直し、事務量に見合った適正な職員配置を推進していきます。</p> <p>国の制度に準拠しながらも、社会経済情勢や財政事業等を総合的に考慮して、広く市民の理解が得られるよう適正に管理し、毎年、その概要を公表します。 また、時間外勤務のあり方や部内への応援態勢についても、部長への権限委譲や組織機構の見直しにあわせて検討します。</p> <p>給与水準については、地域における民間給与の状況を勘案したものとするため、県人事委員会における公民給与の調査結果を参考として適切な改定を行うこととし、特殊勤務手当等についても不適切な運用がないよう更なる見直しを進めます。</p> <p>国における同種の職員の状況を参考とし、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な運用となるよう見直しを進めることとし、取り組み方針については、平成20年3月に公表を行った。</p> <p>退職時特別昇給は実施していません。</p> <p>複利厚生事業については、健康診断、メンタルヘルス研修等、心身両面からの職員の健康管理体制を充実させ、かつ住民の理解が得られるもののみとしています。なお職員互助会補助金については、すでに廃止しています。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>課題② 管路施設の清掃・補修業務は、今後も継続的に行う必要があるため、民間委託も含めた業務の合理化を図っていきます。 課題③ 施設の老朽化による維持管理費の増大に対応するため、早期に流域公共下水道への接続が図れるよう努めます。</p> <p>課題② 施設維持管理業務等について、専門業者に委託したほうが業務内容の充実が図れ、かつ経費的にも削減できるものについては、業務委託を推進するよう図ります。</p>

<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p>	
<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題① 料金体系がまちまちな使用料の統一、改定に向けて、コストに見合った料金水準の適正化を早い時期に図っていきます。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>	
<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>経営健全化計画については、ホームページ、広報にて公表する予定です。</p>
<p>○ 行政評価の導入</p>	<p>外部評価を取り入れた、事務事業の仕分けを継続して実施し、業務の見直しを図っていきます。</p>
<p>5 その他</p>	

必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	Ⅱの課題番号	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	④	事務事業の見直し、事務量に見合った適正な職員配置を進めていきます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	①	料金体系がまちまちな使用料の統一、改定に向けて、コストに見合った料金水準の適正化を早い時期に図っていきます。
	②	管路施設の清掃・補修業務など民間委託も含めた業務の合理化、効率化を図っていきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	①②③④	人員の適正化、類似業務等の一元化による経費削減、民間委託を含めた事務の合理化等の推進により、基準外繰出しの解消に努めていきます。
4 その他		

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）  
 2 年度別目標等  
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前2年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画2年度)	平成23年度 (計画3年度)	平成24年度 (計画4年度)	平成25年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	29,663	29,280	28,630	28,893	29,156		28,955	28,874	27,416	27,334	27,252	
	A 増減	-414	-383	-650	263	263	-821	-201	-81	-1,458	-82	-82	-1,904
	水洗便所設置済人口(人)	28,130	28,026	28,084	27,877	27,595		27,584	27,583	26,297	26,266	26,244	
	B 増減	248	-104	58	-207	-282	-287	-11	-1	-1,288	-31	-22	-1,351
	水洗化率(%)	94.8	95.7	98.1	96.5	94.6		95.3	95.5	95.9	96.1	96.3	
	C 増減	0.8	0.9	2.4	-1.8	-1.9	0.6	0.7	0.2	0.4	0.2	0.2	1.7
	有収水量(m)	3,437,032	3,524,810	3,533,863	3,537,226	3,590,572	3,443,385		3,379,630	3,388,889	3,296,296	3,305,556	3,314,815
	D 増減	87,778	9,053	3,363	53,346	-147,187	6,353	-63,755	9,259	-92,593	9,260	9,259	-128,570
	② 使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	93	93	97	104	106		108	108	108	108	108	108
	E 増減	0.0	0.0	4.0	7.0	2.0	13	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0	0		2%	0	0	0	0	0	
F 増減	0	0	0	0	0	0	2%	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
④ 収納率(%)	97.8	97.8	97.8	98.5	98.5		98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
G 増減	0.1	-0.1	0.0	0.7	0.0	0.7	0.3	0.0	-0.0	-0.0	-0.0	0.2	
⑤ その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
H 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	23,577	23,486	25,438	31,155	34,055	36,370	36,500	36,600	39,556	44,625	44,750	
	職員数(人)	91	1,952	5,717	2,900	2,315	12,975	130	2,956	100	2,956	125	8,380
	I 増減	0	-1	-2	0	-1	-4	0	0	-1	-1	0	-2
	管理運営費(千円)	497,000	505,000	470,000	472,000	481,000		499,000	498,000	487,000	484,000	483,000	
	J 増減	6,000	8,000	-35,000	2,000	9,000	-10,000	18,000	-1,000	-11,000	-3,000	-1,000	2,000
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	17	17	16	16	16		17	17	18	18	18	18
	K 増減	1	0	-1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	298	288	272	273	292		280	276	273	266	260	260
	L 増減	6	-3	-16	1	19	7	-12	-4	-3	-3	-6	-32
	⑦ 汚水処理原価(維持管理費/有収水量)	205	200	198	187	188	201	193	190	188	183	179	179
M 増減	5	-2	-11	-1	13	6	-8	-3	-2	-5	-4	-22	
⑧ その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
N 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑨ 使用料回収率(%) (E/K×100)	32.1	31.8	33.6	35.9	33.0		34.7	35.5	34.1	36.7	36.9		
O 増減	0.0	0.3	1.8	2.3	2.9	1.7	0.8	1.4	2.5	0.3	0.3		
⑩ 累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
P 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑪ 企業債現在高(百万円)	9,167	9,104	8,961	8,752	8,495		8,223	7,917	7,602	7,287	6,965		
Q 増減	-103	-63	-143	-209	-257	-272	-306	-315	-315	-322	-322		
収入の確保	使用料収入(単位:百万円)	328	330	343	375	364		365	366	356	357	358	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①有収水量の増加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②使用料の適正化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③収納率の向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④その他( )													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	497	505	470	472	481		499	498	487	484	483	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	91	88	58	70	55		68	66	65	62	61	
	改善額	0	0	30	18	33	81	20	22	23	26	27	118
	⑤職員給与と費の適正化	0	0	30	18	33	81	20	22	23	26	27	118
	維持管理費(上記以外)の適正化 (民間委託による効率化)												
	うち職員給与と費中の退職手当(単位:百万円)												
⑥その他( )													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							81	改善額 合計					118.0

○計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>2</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 従量制を基本とした料金体系の統一を早期に実施し、コストに見合った料金水準の適正化を図っていきます。
- 民間委託の取組状況 管路・施設の清掃、補修業務など、民間委託が可能な内容について鋭意検討中。
- その他に記載された項目に関する取組等
- 人件費縮減施策(改善額積算内訳)

・職員数の削減

30

18

33

20

22

23

26

27

(参考) 補償金免除額 89.2